

令和元年度日本NGO連携無償資金協力申請書（第2年次）

1. 基本情報	
(1) 団体名	特定非営利活動法人 歯科医学教育国際支援機構 【法人番号：3011205000475】 ----- Organization of International Support for Dental Education
(2) 案件名	ラオスにおける歯科保健教育の拠点づくりと予防システムの構築 Establishment of educational base in dental health promotion and to build the preventive systems.
(3) 分野	医療・保健
(4) 国際協力重点課題	アジアにおける貧困削減に資する事業
(5) N連対象事業	開発協力事業 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
(6) 事業地	ラオス人民民主共和国（以下、ラオス） 教育拠点： ビエンチャン特別市（首都） 巡回予防事業： ビエンチャン県： 自動車にて首都より2時間程度 ボリーカムサイ県： 自動車にて首都より2時間程度 カムアン県： 自動車にて首都より6時間程度 サワンナケート県： 自動車にて首都より7時間程度 Vientiane Province, Bolikhamxay Province, Khammuane Province and Savannakhet Province Lao People's Democratic Republic (Lao PDR)
(7) 事業費	総事業費： 89,056,899 円（N連申請額： 88,838,075 円） 第1年次－事業費： 34,951,437 円（N連申請額： 34,951,437 円） 第2年次－事業費： 29,712,386 円（N連申請額： 29,493,562 円） 第3年次－事業費： 24,393,076 円（N連申請額： 24,393,076 円）
(8) 事業期間	（全体）2019年2月～2022年2月（36か月間） （今次）2020年2月～2021年2月（12か月間）

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>ラオスの DMF 指数 (う歯発生率) は、1991 年の 3.2 と比べ 2009 年に 6.0 と約 2 倍に悪化、国民の健康被害は深刻である。そこで、デンタルナースの代替として看護師による歯科口腔保健活動の全国展開を踏まえ、歯科口腔保健教育を一体化した拠点を作り、全県から選抜された看護師を教育する。また、実践教育と過疎地医療を目的とした巡回診療を実施し、看護師の歯科・口腔保健のスキルアップをはかる。</p> <p>Laos is the only country in Asia with no dental nurse system, consequently oral/dental disease is in serious condition. Our NPO has educated general nurses as a substitute, resulting improvement of condition. The project makes integrated education system for general nurses in the capital, and promotes oral/dental health in rural area by mobile clinic.</p>
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>ア 事業実施国における一般的な開発ニーズ</p> <p>事業実施国における保健分野のニーズとして、疾患予防活動が不十分な歯科医療領域の人材を育成することが急務である。人材不足の要因として、ラオスは東南アジア地域で唯一デンタルナース (歯科看護師) 制度を持たない国である事が挙げられる。ラオスでは医療・教育インフラの未整備に加え、1975 年 12 月の共和制政府樹立までの長い内戦の影響で、デンタルナース養成学校の設立に手が付けられないまま現在に到っており、歯科医師も不足しており歯科疾患は放置されたままである。</p> <p>その一方で、う歯発症の最大のリスクである、急激な食生活の変化、特に砂糖の消費量の増加により、ラオスにおけるう歯 (齲蝕歯) 発生率を示す DMF 指数 (未処置う歯・喪失歯・充填歯指数。) のデータでも、1991 年のデータ 3.2 と比べて 2009 年には 6.0 と約 2 倍に増加し、我が国の 12 歳児平均 (1.4 : 厚労省 2011) と比べても国民の健康被害は深刻なものとなっている。ラオス政府はデンタルナース制度を持つ他国の成果を踏まえ、デンタルナース養成の必要性は認識しているものの、そのプライオリティは依然低く、現状の改善は極めて難しいと考えられる。</p> <p>イ 申請事業の内容 (事業地、事業内容) の選定理由 (これまでの事業の成果・課題についての説明を含む)</p> <p>ラオス政府としては、デンタルナース養成学校設立の希望はあるが、適切な予算がつく可能性がとても低く、更に全国的にデンタルナースを配置するにはかなりの時間を要するという認識である。そこで、地域の保健衛生を担う看護師にデンタルナースの代替人材として歯科口腔保健を教育、現場での実習を介し住民の歯科口腔の健康に寄与できないか本法人がラオス保健省に提案したところ、モデル地区としてビエンチャン県を設定し、本法人の自己資金にて現地調査、パイロット事業を行った。</p> <p>その後、平成 23~24 年度、および平成 25~26 年度の日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) による同国ビエンチャン県での歯科・口腔保健サービスモデルの策定事業、および平成 27 年度~29 年度 N 連によるカムアン県での歯科・口腔保健サービスモデルの普及・</p>

定着事業を通して、地域医療の責を担う看護師に歯科口腔保健サービスを提供させることにより、すべての人々に対する質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを可能にし、保健人材の能力開発・訓練および定着を拡大した。また、歯科医療人材育成に対する支援、歯科保健医療サービスへのアクセス改善を図り、同国の保健システム強化に対する支援を行った。また、看護師の介入により、ラオスで多かった口腔癌の早期発見につながるケースも多く見られた。それらの成果を踏まえ、本提案案件では、事業の目的を以下のように策定した。

1. 看護師による歯科口腔保健活動の全国展開を踏まえ、看護師に対する歯科口腔保健教育を一体化した拠点を作る。
2. 全国から選考した看護師を一元管理した教育システムによって、ラオス全土に看護師による歯科口腔保健の普及、予防プログラムを実施し、歯科口腔疾患の撲滅とより健康的な社会の構築をめざす。
3. 看護師実習教育を兼ねた巡回バスにより、草の根の歯科口腔疾患予防プログラムを実施し、より広範囲の住民が歯科口腔疾患予防に裨益できるようなシステムを構築する。

ウ 本事業第一年次の成果

本事業第一年次・上期において、2019年2月13日に締結した日本NGO連携無償資金協力の契約に基づき事業を実施した。初年度となる本事業期間においては、第二年次以降に本格実施となる看護師への教育および巡回型予防プログラム実施の準備期間的位置づけとなり、事業はほぼ計画どおり進捗している。

活動1： 歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立

改装工事については、第一年次・下半期まで続く活動であるが、現在は内装工事に着手しており、雨期の影響も受けなため、実習拠点施設の設立は予定通りに達成される見込みである。

活動2： 巡回型予防プログラムの実施

第二年次以降に本格実施予定の、巡回型予防のプログラムを第一年次・上半期にて検討した。プログラム検討にあたっては、カウンターパートであるヘルス・サイエンス大学歯学部との打ち合わせを毎週行い、一般看護師が通常の医療業務に加えて口腔・歯科保健活動を無理なくできる活動を設定した。タイムテーブルの5～7カ月目に実施する活動であり、第一年次・下半期も継続して実施する。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

ラオスでの歯科口腔保健を担う人材不足を解消し、医療インフラが整っていない地域住民が歯科口腔保健サービスを楽しむ環境を構築することにより、事業対象地域の人々に対する質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを可能とする（SDGs 3.8に該当）。また、医療従事者教育施設の教育内容を改善し、歯科口腔保健教育カリキュラムを充実させることにより、保健人材の能力開発・訓練および定着を拡大させる（SDGs 3.cに該当）。上記SDGs 3.8、SDGs 3.cを実現させることにより、SDGsの目標3「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」

	<p>に貢献する。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は医療人材育成に対する支援、保健医療サービスへのアクセス改善という点で、対ラオス国国別援助方針・中目標「保健医療サービスの改善」に合致し、歯科口腔保健の人材育成を通して、ラオス国内の教育体制を充実させ、歯科医療人材育成に対する支援を行うことにより、保健システム強化につなげる。</p>
(3) 上位目標	ラオス全土の看護師による歯科口腔保健の普及を通して、歯科口腔疾患の発症率を半減させる。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	<p>看護師に対する歯科口腔保健教育のための拠点、及び一元管理された教育システムが整備されるため、ラオス全土より順次一般看護師を首都に招聘して教育することで、歯科口腔保健の普及、予防プログラムの実施基盤が構築されている。</p> <p>全国の看護師を順次教育し、歯科口腔保健活動をラオス全土に普及するための足固めが完了する。</p>
(5) 活動内容	<p>本事業第一年次は予定通りに推移しており、本申請にあたる第二年次において、当初の事業計画から変更する必要はないと考える。また、本事業の医療行為に関しては、日本人専門家は現地の歯科医師、看護師に対する教育にとどめ、あくまで現地の医療法を遵守するようにする。</p> <p>〈第二年次〉</p> <p>1 歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立及び看護師への教育実習の実施</p> <p>1-2 機材の設置 講義・実習に必要な資機材の購入（オートクレーブなど）</p> <p>1-3 看護師への歯科口腔保健教育実習 本法人およびヘルス・サイエンス大学の専門家による講義内容・実習内容を検討し、過去の事業で作成した教材に最先端の知見を反映させて編集する。教材確定後、看護師の知識習熟度を測るテストを、本法人およびヘルス・サイエンス大学の専門家で作成する。私共団体の理事長が研修開始前に「教育・実習内容の検討・確定」のため現地に渡航する。</p> <p>歯科口腔保健教育・実習（6回）では、各回本法人1名およびヘルス・サイエンス大学の専門家5名が、経験5年以上・県が優秀と認定の2点の基準で選定した一般看護師計約216名（男女比は、男1：女4）に対して、実習拠点施設で歯科口腔保健に必要な知識（5日間）、および歯垢除去方法などの技術移転（5日間）を行う。歯垢除去方法については、歯科実習用模型ファントム（頭部と顎の一体化した模型）の歯牙に人口歯石を付着させ、ハンドスケーラーを使用して看護師に人口歯石除去の実習をさせる。</p>

	<p>また、本法人の専門家が同大学歯学部専門家に対して、看護師に対する技術移転の方法、次年度（第三年次）の計画策定方法、施設や機材の運用・管理方法を技術移転する。</p> <p>2 巡回型予防プログラムの実施</p> <p>2-1. 巡回用バスの準備 プログラム実施に必要な資器材を購入する。</p> <p>2-3. 巡回型予防プログラムの実施 対象4県訪問前に、資器材のチェック、訪問人員の確保などを本法人コーディネーターとヘルス・サイエンス大学が行う。実際の訪問時には、本法人とヘルス・サイエンス大学の専門家3人が、年5回、1回あたり5日間（5泊6日）で、1県あたり看護師18名（のべ5県合計80名）に対して歯科口腔保健の予防プログラムの教育（歯科口腔疾患の病態と発症メカニズム、予防計画の立案、予防に必要な資器材の知識、および予防方法の実践方法と評価方法）、技術移転を行う。 本法人の専門家が同大学歯学部専門家に対して、看護師に対する教育・実習の技術的实施方法、教育・実習の進行状況と成果の評価方法、教育人材配置計画の立案方法、巡回用バスの運用・管理方法を技術移転する。</p> <hr/> <p>直接裨益人口（3年間）：合計約612名 活動1・2：ヘルス・サイエンス大学教員のべ108名 活動内容1 看護師360名 活動内容2 看護師160名（18名×5県×2年）</p> <p>間接裨益人口（3年間）：地域住民約280,000名</p>
<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>本事業第一年次は予定通りに推移しており、本申請にあたる第二年次において、当初の事業計画から変更する必要はないと考える。従って、当初に設定した成果を測る指標も変更はない。</p> <p>〈第二年次〉</p> <p>活動1 歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立及び看護師への教育実習の実施</p> <p>1-3 看護師への歯科口腔保健教育実習 (期待される成果) 教育対象の看護師が、教育後に地元県で歯科・口腔保健活動を従事するに足るレベルに習熟することで、地域の歯科口腔疾患の発症率軽減を実現する。 (指標) 看護師全員約200名がテストの正解率が8割以上となる。指標に満たない看護師に対しては、不正解の箇所について再度専門家より説明を行う。 学習指導要領に基づき学科6割、実地8割にて設定した指標に対して、私共団体の先行事業の実績等を踏まえ、且つ、指標測定の前に模擬試験とフォローアップを行うことで団体としても指標の達成は可能と考える。 (確認方法) 歯科・口腔保健に関する習熟度を確認するためのテストを実施する。</p> <p>活動2. 巡回型予防プログラムの実施</p> <p>2-3 看護師への歯科口腔保健教育実習</p>

	<p>(期待される成果)。教育対象の看護師が、教育後に歯科・口腔保健活動を従事するに足るレベルに習熟することで、地域の歯科口腔疾患の発症率軽減を実現する。</p> <p>(指標) 看護師全員 80名のテストの正解率が8割以上となる。</p> <p>学習指導要領に基づき学科6割、実地8割にて設定した指標に対して、私共団体の先行事業の実績等を踏まえ、且つ、指標測定の前に模擬試験とフォローアップを行うことで団体としても指標の達成は可能と考える。</p> <p>(確認方法) 歯科・口腔保健に関する習熟度を確認するためのテストを実施する。</p>
(7) 持続発展性	<p>本案件における看護師の教育・実習のための拠点施設は事業期間中にメンテナンスを含む施設管理体制を構築する。とくに、資機材の故障や補充材料などに関しては、カウンターパートであるヘルス・サイエンス大学歯学部が、事業終了後も予算の確保を含む独自で対応できるシステムを構築する。さらに、事業終了後も施設のメンテナンス、不足資機材の補充、技術移転等に対しては、本法人が独自予算で継続してフォローアップする。また、巡回型予防プログラムにおいて、車両のメンテナンス、予防プログラムに必要な資機材の確保および人材の持続性がフォローアップに必要となる。車両のメンテナンスは事業終了後もヘルス・サイエンス大学歯学部および本法人で継続して管理、メンテナンスを行う。資機材に関しても同様のメンテナンスおよび補給を継続する。本申請案件はカウンターパートがヘルス・サイエンス大学であるので、常に大学スタッフが協力できる体制にあり、人材が枯渇することはない。また、看護師も同様に国家レベルで本案件に協力しているので、継続的な人的資源が可能である。</p>

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)

3. 事業管理体制	
(1) 人的体制	事業実施体制表 (様式 1-d) を別添
(2) 連絡先	<p>●日本国内の連絡先</p> <p>(ア) 団体名 : (特活) 歯科医学教育国際支援機構</p> <p>(イ) 住所 : 東京都中野区沼袋 1-44-2</p> <p>(ウ) 電話 : 03-3386-6605</p> <p>(エ) F A X : 03-3386-6605</p> <p>(オ) E-mail : oisdetokyo@gmail.com</p> <p>(カ) 事業担当者名 : 宮田 隆</p> <hr/> <p>●現地連絡先</p> <p>(ア) 団体名 : (特活) 歯科医学教育国際支援機構 ラオス事務所</p> <p>(イ) 住所 : Kaognort Village, Sisattanak, Vientiane, Lao</p> <p>(ウ) 電話 : +856-20-2810-5942</p> <p>(エ) F A X : NA</p> <p>(オ) E-mail : oisdemocchi@gmail.com</p> <p>(カ) 事務所長 : 持田 寿光</p>
(3) 自己資金財源	本法人は途上国医療支援のための金属回収事業として、協力歯科医院から廃棄歯科用金属の寄付を受けている。この寄付に加え、会費、寄付金収入を財源としている。
(4) 事業実施計画	様式 1-e を別添
(5) 安全対策	<p>(ア) 本プロジェクトサイトは、渡航情報 (2019. 9. 5 現在) で「レベル 1 : 十分注意してください」が出されている地域であり、以下のような安全配慮の対策を取る。(「不要不急の渡航中止」箇所は、本プロジェクトの対象外地域)</p> <p>① 現地の安全・治安情報の確保</p> <p>② 事業関係者 (ドライバーなどを含む) への安全意識の徹底</p> <p>③ 定期的な安全配慮に対する研修受講 (感染予防などを含む)</p> <p>(イ) 団体本部の安全対策責任者兼緊急連絡先 (2 名)</p> <p>① 宮田 隆 団体理事長 oisdetokyo@gmail.com 金子かよ子 国内調整員 oisdekay@gmail.com</p> <p>② 本部事務所電話番号 : 03-3386-6605 連絡先携帯電話番号 : 080-6703-7685 (理事長の携帯電話)</p>
(6) 現地提携団体	中央保健省所管の国立ヘルス・サイエンス大学歯学部が本プロジェクトのカウンターパートである。ラオス国内で歯科医療従事者の養成、歯科保健・医療サービスの推進等の中心的役割を担っている。

4. その他	
(1) 事業実績	(ア) 歯科・口腔保健活動、N 連、2020 年 2 月 12 日終了予定 (本事業) (イ) 「カムアン県及びサワンナケート県における看護師・看護学校学生及び当該保健局職員に対する歯科口腔保健サービスの構築」 (2018 年 10 月終了・N 連) (ウ) カンボジア王国、次世代の人材育成を目的とした口腔保健教育活動、自己資金
(2) 事業国における事業実施条件	当該国にて NGO 登録は完了しておるため事業実施は問題なく、また N 連専用口座は開設済である。また、カウンターパートである国立ヘルス・サイエンス大学歯学部との N 連事業経験は 7 年目に入る。また、ラオス外務省より Operation Permit、ラオス保健省より事業実施許可書、事業対象 4 県より事業実施許可書を受領済みである。
(3) 特記事項	事業運営にあたり、ラオスおよび事業地における環境、具体的には住民の文化や習慣に配慮した医療サービスを構築する。また、人道的な配慮、ジェンダーによる差別無く活動を行っている。

申請書記載日：2019年12月12日
 団体代表者 特) 歯科医学教育国際支援機構
 理事長 宮田 隆 (印)

